

横芝光町農業委員会 1月第9回定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月8日(木) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7番	伊藤 仁		
委 員	1番	市原 裕	3番	土屋 英夫
	5番	椎名 美枝子	6番	若梅 直樹
	8番	鈴木 淳	9番	實川 和幸
	10番	大木 耕一	11番	平山 和浩
	12番	林 政宏		

4. 欠席委員 2番 伊藤 由美子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和8年1月第9回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐藤町長よりごあいさつ申し上げます。</p>
町 長	<p>(町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。佐藤町長につきましては、この後公務のためここで退室します。</p> <p>本日は、2番 伊藤 由美子委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>6番 若梅 直樹委員、10番 大木 耕一委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決</p>

定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和8年1月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

今回の3条の許可申請は、1件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。申請地は、母子字横割の田2筆、395㎡です。位置図は、2ページ、3ページです。農地を相続したが、農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 鈴木です。相続したが農業をしない譲渡人から隣を耕作しており経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長

説明が終わりましたので、議案第1号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第1号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求

める。

令和8年1月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹
今回の議案第5条の許可申請は17件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目から16件目までについては、同一事業ですので、まとめて説明させていただきます。

申請地は、○○○○○○○○の畑、31筆、7,969㎡で、転用の目的は○○○○○○○○○○○○○○○○であり、○○○○○○地先から○○○○○○○○の○○○○○○○○に設置する調整池整備工事に使用する砕石及び発生する表土等の仮置場として一時転用するものとなります。申請①から⑯までの位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、○○○○○○○○○○○○○○から南東に約500mの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。譲受人は○○○○○○○○、○○を行う○○です。申請地には復旧時に砕石や残土が混じらないよう、コンパネと土木シートを施設します。また、敷地端から盛土まで5mほど隔離し、万が一の崩落事故防止対策がとられているほか、近隣家屋対策として防塵ネットを設置します。土等は○○○○○、○○○○○○○、○○地先から搬入されます。雨水は敷地内自然浸透です。雑排水は発生しません。

申請地は両総用水土地改良区の受益地ではないことを確認済です。また、隣接する農地所有者へは事業について説明済です。当地はすでに○○○○○○○○○に係る○○○○○○○○○○とし、令和5年に一時転用許可を得ておりますが、○○○の建設が当初計画よりもかなり遅れており、本来は開通までに完了させる工事の内、○○○の開通に支障のない工事について先送りとなったために必要となったもので、譲受人は他にも適地を探しましたが地権者が賃借に合意したまとまった土地が本申請地以外にはなかったため当地を選定しております。

なお、実質は計画の変更による変更申請ですが、農業振興地域整備計画に定める農用地区域の一時転用は3年を超えての転用ができないことから、新規申請となっております。工事期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までを予定しております。 譲渡人、譲受

人双方から農地復元誓約書が提出されており、農地への復元については問題がないと考えられます。造成費等は、〇〇〇〇〇の全体予算から賄う予定であり、資金は社債により調達済であることを確認しています。

17件目の申請地は、〇〇〇〇〇の畑2筆、311㎡で、用途は一般専用住宅で、使用貸借権による転用申請です。譲受人と譲渡人は親子関係になります。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、〇〇から南へ900mの位置にあります。この場所は第3種農地となり、転用許可が認められる農地となります。申請理由を確認したところ、譲受人は両親と同居していますが、結婚を機に新居の建設を計画しており、今後の子育てなどを考慮した結果、自宅に近い当地を選定したとのことです。土地改良関係については、大利根土地改良区の受益地からはすでに除外されています。雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、町道側溝から大利根土地改良区管理の排水路へ放流する計画で、排水の同意を得ています。土地改良関係については、大利根土地改良区の受益地からはすでに除外されています。雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、町道側溝から大利根土地改良区管理の排水路へ放流する計画で、排水の同意を得ています。隣接する農地所有者に対しても説明済みであるため問題ありません。転用期間は令和8年2月1日から令和8年8月31日までを予定しております。建設費等は借入金により賄う予定であり、銀行の事前審査証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、1件目から16件目までは〇〇〇〇〇に係る同一の内容ですので、一括して審議します。1件目から16件目までの案件について、担当委員の説明を求めます。

8番

8番 鈴木です。本件は、〇〇〇〇〇により発生する残土置場として一時転用するものであり、土砂流出と排水対策がとられ、地権者からも同意を得ていることから問題はないと考えます。

議長

説明が終わりましたので、1件目から16件目までの案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

にあることが判明し、土地所有者に相談したが伐採の了承が得られなかったことから、当初計画していた敷地全体を利用した設置から、敷地の南西部分の樹木の陰に入ってしまう部分を避けた設置に変更するものです。この土地は成田土地改良区の受益地ではありません。整地は軽く転圧をかけるのみで、砂利やコンクリート敷きにはしません。雨水は地下浸透で処理します。建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。また、この変更の際して設置するパネルの枚数、パワコンの台数に変更はないものの、計画発電量を確保するためパネルを高性能なものに変更し、南向きの設置から東西両向きへ変更されています。なお、すでに工事が完了していることから始末書が添付されております。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第3号の議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第3号につきましては、設置が完了した太陽光発電設備の内容変更であるため、担当委員の説明を省略します。議案第3号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第3号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

日程第5 議案第4号 令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和8年1月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸地受ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から

意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものです。

1 件目 1 ページ、谷中字宮田の田 2 筆、4 0 0 m²。

2 件目 2 ページ、谷中字長谷の田 2 筆、2, 3 9 2 m²。耕作者は、1 件目と 2 件目は同一で 現在 2 h a 耕作しています。

3 件目 3 ページから 7 ページ、鳥喰新田字千代田の田 2 筆、字社別当の田 2 4 筆、字長島の田 1 6 筆、合計 4 2 筆、2 2, 8 1 5. 0 2 m²。

4 件目 8 ページ、宮川字作間内の田 4 筆、2, 3 4 6 m²。

5 件目 9 ページ、鳥喰新田字細沼の田 3 筆、鳥喰上字昭和の田 2 筆、合計 5 筆、8, 7 3 4 m²。

6 件目 1 0 ページ、鳥喰上字宮ノ前の田 1 筆、字昭和の田 1 筆、合計 2 筆、5, 7 7 9 m²。

7 件目 1 1 ページから 1 2 ページ、二又字扇田の田 5 筆、字飯田の田 1 4 筆、合計 1 9 筆、1 5, 4 2 9 m²。耕作者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇で、〇〇では水稻を 2. 7 h a 耕作しています。

8 件目 1 3 ページ、鳥喰上字宮ノ前の田 1 筆、1, 9 7 8 m²。

9 件目 1 4 ページから 1 5 ページ、虫生字寺前の田 1 筆、字びわだの田 7 筆、字上堰の田 1 筆、字下堰の田 2 筆、合計 1 1 筆、8, 5 5 3 m²。

1 0 件目 1 6 ページ、鳥喰新田字一本松の田 2 筆、鳥喰上字宮ノ前の田 2 筆。合計 4 筆。9, 7 3 8 m²。

1 1 件目 1 7 ページ、鳥喰新田字一本松の田 8 筆、8, 9 1 2 m²。

1 2 件目 1 8 ページから 1 9 ページ、鳥喰新田字車田の田 9 筆、字一本松の田 2 筆、合計 1 1 筆、1 2, 2 8 8 m²

3 件目から 6 件目、8 件目から 1 2 件目の耕作者は同一で、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇で 4 5 h a 水稻を耕作しています。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項 2 号及び 3 号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事を満たしていると考えます。

ただいま、議案第 4 号の朗読並びに説明が終わりました。議案 4 号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。

はじめに、1 件目及び 2 件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

議 長

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目及び2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目及び2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、3件目から6件目及び8件目から12件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目から6件目及び8件目から12件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目から6件目及び8件目から12件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会定例総会を閉会します。

事務局